



十二 初期利子

平成十八年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期利子以後

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 償還金額

平成二十年五月十五日額面金額百円につき百円

十五 元利支

日本銀行

十六 払込期日

平成十八年五月十五日